

6月は「土砂災害防止月間」です

国土木課 ☎(25) 8570

本格的な梅雨や大雨の時期を迎える6月は「土砂災害防止月間」です。傾斜が急な山が多い地域では、台風や大雨で、がけ崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害が発生する危険性が高まり、尊い生命や住宅等の財産を瞬時に奪われるなど、甚大な被害をもたらします。

このような被害を防ぐためには、避難方法・避難場所をあらかじめ確認するなどの「日頃の備え」と、異変を見つけた時の「早めの避難」が大切です。月間中は、「みんなで防ごう土砂災害」を運動のテーマとして、土砂災害警戒区域等の点検や、土砂災害防止に関する講演会などが実施される予定です。この機会に、自分の地域の危険な場所を確認したり、避難場所までの経路を歩いてみたりするなど、土砂災害から身を守るように、万が一の事態に備えておきましょう。

※土砂災害警戒区域等指定の状況や土砂災害に関する情報は、滋賀県ホームページ「防災ポータル」で提供しています。

日頃の備え 早めの避難

避難場所での新型コロナウイルス感染症対策

国防災課 ☎(25) 8133

最も適した避難場所を決めておきましょう！



災害時に避難する場合には、3つの密（密閉・密集・密接）を避け、しっかりと新型コロナウイルス感染症対策を行うことが大切です。

命や体を守るためには何が大切かを考え、日頃からしっかりと備えておくことが重要です。「備えあれば憂いなし」、あらかじめ総合防災マップなどで自宅や周辺のリスクを確認し、皆さんにとって最も適した避難方法や避難場所を決めておきましょう。



避難場所では、次の点に気を付けましょう

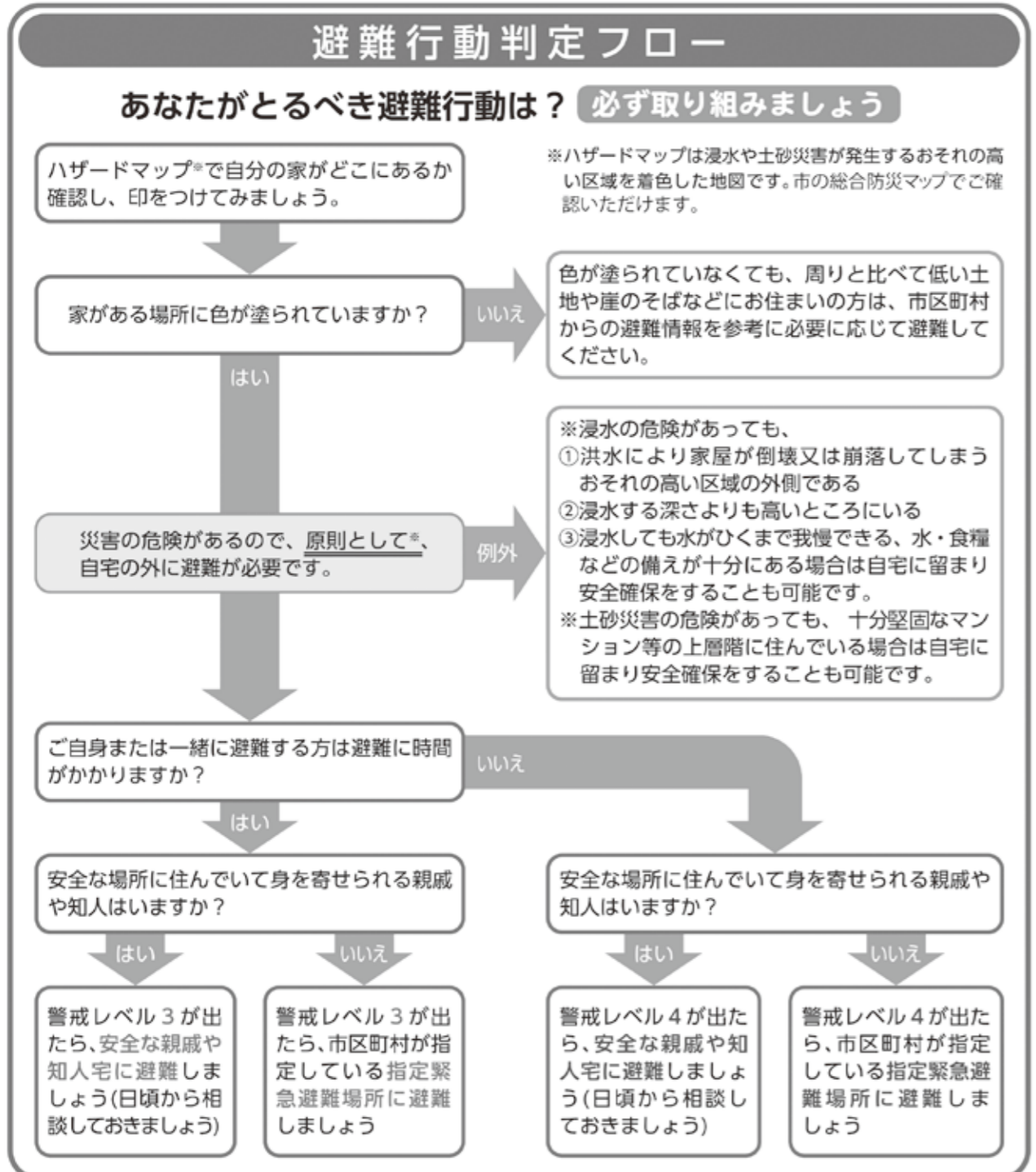
- ① マスクの着用やこまめな手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底しましょう。
- ② 十分な換気の実施や人との距離を確保しましょう。
- ③ なるべく対面を避け、背を向けて座るようにしましょう。
- ④ 体調チェックをこまめに行い、発熱や咳などの症状がある方は、早めに申し出てください。
- ⑤ マスク、体温計、アルコール消毒液、ビニール袋などを避難時の非常持ち出し品に加えておきましょう。

避難場所

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。



出典:内閣府「避難行動判定フロー」

木造住宅の地震対策は大丈夫ですか？



今後、大地震が起きた時に、大切な命や財産を守り、安全を確保するためには、まず「自分の住まいを知る」こと。家の耐震性を強化し「住まいを強くすることが、地震による被害を大幅に減らすことにつながります。大地震に備えて、木造住宅の耐震化を進めましょう。

【補助要件】

※すべて満たしていることが必要です

- 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- 延べ床面積の2分の1以上の部分が住宅として使われているもの
- 階数が2階以下、かつ延べ床面積300㎡以下のもの
- 枠組壁工法、丸太組工法および大臣認定工法(プレハブ工法)でないもの

【補助額】

- 耐震改修に伴う工事費の33% (限度額112万2千円)
- 建て替えに伴う除却工事費の23% (限度額82万2千円)

※高齢者世帯や子育て世帯など要件を満たす場合に割増補助があります

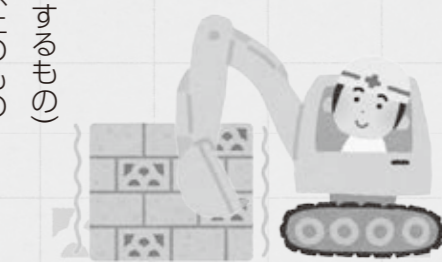
※無料耐震診断や補助を受けるには、事前に申請などの手続きが必要。詳しくは、市のホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。



図都市政策課 ☎(25) 8571

危険なブロック塀は撤去しましょう

市では、地震発生時における人的被害の防止および避難経路の確保を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、倒壊する危険のあるブロック塀などの撤去のための補助制度を設けています。



▼補助対象物(次のすべてに該当するもの)

- ブロック塀等の高さが、60cm以上のもの
- 地震などで倒壊する危険のあるもの
- 避難路の沿道、または避難地に隣接する敷地で、倒壊した場合に道路の通行に影響を及ぼす恐れがあるもの
- 撤去に関して他の制度などで補助金の交付を受けないもの

▼主な対象者

- 市内に存在するブロック塀等を所有する方
- 補助対象のブロック塀等を撤去する方 など

▼補助金額

- 撤去費用の3分の2 (限度額10万円)

図都市政策課 ☎(25) 8571

「児童手当現況届」を 「電子申請サービス」

児童手当を受給している方は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出していただく必要があります。



この「児童手当現況届」は、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。提出がしないと、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

対象となる方には、6月上旬に書類を送付しますので、期限までに子育て支援課、または各支所まで提出してください。

▼提出期限

6月30日(火)

なお、公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。
また、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」から子育てに関する行政手続き

の一部がワンストップでできる「子育てワンストップサービス」の「電子申請サービス」からも現況届の提出ができます。

電子申請には、マイナンバーカード、インターネットに接続できるパソコン、マイナンバーカードに対応したカードリーダー、またはICカードリーダー、またはスマートフォンが必要

です。

詳しくは、次の二次元コードを読み取り、マイナポータル「ぴったりサービス」をご覧ください。



図子育て支援課 ☎(25) 8136

6月1日は「人権擁護委員の日」です

図人権施策課 ☎(25) 8524

人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」としています。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、学校や施設などで人権の大切さについて理解を深めてもらうため活動しています。

市で毎月開催している「特設人権なんでも相談所」で、皆さんの悩み事や心配ごとの相談をお受けしています。

現在は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、委員の相談は休止していますが、法務省職員が相談を受け付ける「みんなの人権110番」をご利用いただけます。

みんなの人権110番 ☎0570(003)110

活動の様子



増改築・テナント入居の際は 消防署にご相談ください！

図消防本部予防課 ☎(22) 5403

建物の増改築や既存建物で事業を開始する場合は、消防用設備(消火器、自動火災報知設備、スプリンクラー設備など)の設置義務が生じる可能性があります。

事前に消防本部にご連絡いただき、事業開設等の手続きをお願いします。知らないうちにその建物が消防法令等の違反建物となってしまうことがありますのでご注意ください。

▼設置義務が生じる可能性がある場合(例)

- 住宅を宿泊や福祉施設として使用する場合
- 空き家や既存建物の用途を変える場合
- 既存建物の増改築、間仕切りを変更する場合
- 隣接する建物と渡り廊下で接続する場合
- 窓に格子をつける場合 など



あなたの周りに高島市に移住・定住を考えておられる方はいませんか？

高島市への移住・定住を促進しましょう！

☎ 市民協働課 ☎ (25) 8526

市では、人口減少や少子高齢化の進行を防ぐため、若者の移住や定住の促進に取り組んでいます。その取り組みの一例をご紹介します。

定 住相談窓口

移住や定住に関する専門の相談員である移住・定住コンシェルジュが住まいや仕事の相談をはじめ、暮らしの相談など移住に関する各種相談を受け付けています。

私たちがお待ちしております！



空 き家紹介システムの運用

移住に欠かせない住まいについて、移住者向けに市内の空き家を紹介しています。移住者が活用できそうな空き家や近々、空き家になるかもしれない物件などをお持ちの方は、ご相談ください。



移 住専用ホームページ

「高島で暮らそう。」

相談窓口だけでなく、ホームページからも高島市の魅力を発信しています。

ホームページでは、空き家物件やイベントなど移住に関するさまざまな情報を掲載しています。

また、Facebook も開設していますので、ぜひご覧ください。

右の二次元コードからご覧いただけます。



移 住検討者向け小冊子

「高島で暮らそう。」
Handbook

定住相談窓口や市内の公共施設、観光施設などでは、移住を検討している方向けの小冊子を配布しています。

また、大阪や東京などの移住の相談会でも配布し、PRしています。

この小冊子は移住専用ホームページからもご覧いただけます。

この表紙が目印！



お知り合いの方で、Uターンを検討されているご家族の方や、移住を検討されている方などがおられましたら、「高島で暮らそう。」ホームページや、小冊子をご活用いただき、定住相談窓口をご利用ください。

	高島市清水安三育英資金	高島市高島屋奨学金育英資金	高島市育英資金
設立背景	桜美林学園の創始者である清水安三氏が、優れた人材と向上心に燃える後進育成のために、故郷の旧新旭町に寄付された資金をもとに設立。	株式会社高島屋の始祖飯田家発祥の地である旧今津町に、創業150周年記念事業のひとつとして寄付された奨学資金をもとに設立。	教育の経済的負担を補い、人材の育成を図るために寄付によって設立。
対象者	大学、修学年限2年以上の専修学校に入学しようとする方	高校、高等専門学校、大学、専修学校に入学しようとする方	高校、高等専門学校、大学、修学年限2年以上の専修学校に入学しようとする方
貸付額	【大学・専修学校(専門)】 原則として月額3万円 ※特別の事情と認められる方は月額5万円	【高校・高等専門学校】 月額2万円を限度 【大学・専修学校(専門)】 月額4万円を限度	【高校・高等専門学校】 月額2万円を限度 【大学・専修学校(専門)】 月額3万円を限度
返還・受付期間	【返還期間】 貸付期間終了後7年以内(1年の据置期間を含む) 【受付期間】 6月22日(月)~7月2日(日)	【返還期間】 貸付期間終了後15年以内(6か月の据置期間を含む) 【受付期間】 11月頃募集予定	【返還期間】 貸付期間終了後7年以内(1年の据置期間を含む) 【受付期間】 令和3年1月頃募集予定

市では、経済的な理由で大学や専門学校等で学ぶことが困難な方に、3種類の奨学金をご用意しています。



高島市の奨学金をご紹介します

☎ 教育総務課 ☎ (25) 8558

防災情報などをメール配信しています！

リアルタイム高島

▼登録方法

①[real.takashima@sg-m.jp]に空メールを送信するか、二次元コードを携帯電話で読み取っていただき、空メールを送信してください。



②そのあと、送られてくるメールから、登録用の画面に進み、受信したいメールのカテゴリにチェックを入れて、登録ボタンを押してください。

※配信は[real@city.takashima.shiga.jp]のアドレスから送られます。

▼配信中のメニュー

防災情報、火災情報、不審者情報、献血情報、熊目撃情報、畑の棚田情報、文化ホールイベント情報、健康管理情報、乳幼児健診情報、行方不明者情報、犯罪被害・交通事故警戒情報、食育情報、JR運行情報

高島市公式

フェイスブック

インスタグラム

Facebook と Instagram で

市の魅力やお知らせ情報を好評配信中！

○ Facebook

『あっと高島【高島市役所】』

市の魅力や市のお知らせ情報を配信します。



○ Instagram

『takashima_city【#たかP写真館】』

市の魅力を絶景写真で紹介します。



それぞれ、**高島市** で検索して登録をお願いします。



高島市公式
Instagram
イメージキャラクター
「たかP」

☎ 企画広報課 ☎ (25) 8130

保険料が払えない時の免除・猶予制度！

令和2年度の申請は
7月1日☎から
受付開始

- ▼国民年金には、収入の減少や失業等の理由で保険料を納めることができない場合に、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度があります。
※猶予制度は、50歳未満の期間について申請できる制度です。
- ▼保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や障がい・死亡といった不測の事態が生じたときに「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。
- ▼申請を希望される場合は、保険年金課または各支所で手続きをしてください。(申請書は窓口に備え付けてあります)

- ▼免除や納付猶予の申請は過去2年まで(申請月の2年1か月前の月分まで)さかのぼってすることができます。
また、失業や事業の廃止(廃業)の届出または休止の届出をしたことによる申請のときには、「特例免除制度」があります。
- ▼新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、令和2年中の所得見込額が国民年金保険料の免除制度や猶予制度に該当する所得相当になることが見込まれる場合の申請手続きについては、事前にご相談ください。

免除や猶予制度のご相談は、市役所保険年金課または大津年金事務所までお願いします。

☆ 歯周病から歯を守るために

歯周病ケアの4攻

しこ 歯垢をためない
正しい歯磨き

歯周病は、歯にこびりついた歯垢にすみつく「歯周病菌」によって起こります。
歯垢は、うがいだけでは落とせません。

しこ 健康志向
を大切に

ていねいな歯磨き、お口の体操。歯の健康志向も高めていきましょう。

しこ 歯や体のことを
考えよう

糖尿病や感染症、お口の健康と体の健康は相互に関係します。お口のコンディションを観察してみましょう。

しこ 油断せずに
定期検診を施行

かかりつけ歯科医は、歯とお口の健康支援をしてくれる頼もしい存在です。かかりつけ歯科医で定期的に検診を受け「健康・長寿・元気」生活を送りましょう。

イキイキした表情
おいしく食べられる
楽しく会話をする

健康なお口は私たちの生活に大きく貢献しています。
歯を失う最も大きな原因は歯周病です。歯周病は、痛みもなく静かに進行し、歯や口だけでなく全身に悪影響を及ぼします。
定期的に歯科医院で検診を受け、お口の健康を守りましょう。

6月4日～10日は歯と口の健康週間

健康の入り口はお口から！

安全安心

交通事故発生状況

問 高島警察署 (22) 0110
(令和2年4月末現在)

内容	件数	前年比
人身事故発生件数	14件	-17件
死者数	0人	-1人
傷者数	21人	-21人

発生場所	件数
マキノ	3件
今津	1件
朽木	0件
安曇川	2件
高島	3件
新旭	5件

※概数



火災・救急・救助件数

問 消防総務課 (22) 5401
(令和2年4月末現在)

火災	件数	累計(1月~)
建物	1件	5件
車両	0件	1件
林野	0件	0件
その他	1件	11件

救急	件数	累計(1月~)
交通事故	11件	39件
一般負傷	25件	118件
急病	95件	504件
その他	17件	86件

救助	件数	累計(1月~)
火災	0件	0件
交通事故	1件	8件
水難事故	0件	0件
その他	1件	1件

環境放射線測定結果

問 原子力防災対策室 (25) 8133

4月平均値(平日測定)	前月平均値
マキノ(マキノ支所前駐車場) 0.070 μSv/h	0.067 μSv/h
今津(今津支所車庫付近) 0.038 μSv/h	0.036 μSv/h
朽木(朽木支所前駐車場) 0.063 μSv/h	0.065 μSv/h
安曇川(安曇川支所南側駐車場) 0.050 μSv/h	0.052 μSv/h
高島(高島支所東側駐車場) 0.050 μSv/h	0.060 μSv/h
新旭(高島市役所本館北側駐車場付近) 0.052 μSv/h	0.052 μSv/h

※測定地点は他に24か所あります。測定結果は、市のホームページをご覧ください。
※日本での自然放射線による時間線量の通常値はおおむね0.2μSv/h以下です

問 地域包括支援課 (25) 8150
(地域包括支援センター) FAX (25) 8054

あんしん 元気生活

お気軽にご相談ください！

相談者やその内容の秘密は固く守ります。
また、介護者などが気軽に話し合える場などのご紹介もしています。



「住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていく」ために、地域で住む皆さんの日頃の見守りから高齢者虐待を未然に防いでいきましょう。

「がんばりすぎない介護を！」
介護が必要になったことで、仕事に支障がでてくることや、慣れない介護を続けることによる混乱などから、介護者は精神的に追い込まれ、虐待に至ってしまうケースがあります。
一人で抱え込まないこと、そして周りの人が温かい言葉をかけるなど、手差し伸べるのが大切です。



「ちょっとした心遣いを！」
地域のなかで高齢者や介護者の異変に気づくために、普段のようすを知ることができ、あいさつなどの声かけから始めてみましょう。
高齢者に傷の理由を聞いても答えない、介護者が高齢者に会わせられないなどは、SOSを発信しているサインかもしれません。



地域で守ろう高齢者の権利
高齢者虐待を未然に防ぐために